

No	大区分	中区分	質問	回答
1	制度の概要	1.総論・制度概要	九州ふっこう応援割、「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーンとは何ですか。	九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県をいう。以下同じ。）の各県が、令和8年熊本地震により、熊本のみならず、九州地方全域において宿泊予約キャンセルが多数発生しています。 観光庁が創設した九州ふっこう応援割（令和八年熊本地震観光支援事業費補助金）は、九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復・喚起するため、地元の見聞を踏まえつつ、旅行・宿泊代金の割引支援を実施し、観光再生を図るものです。 そのうち、長崎県が実施する事業が「『九州ふっこう応援割』ながさきキャンペーン」です。長崎県での宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービスを旅行者が購入する際に、旅行者事業者が割引を行うために必要な経費を支援する事業です。
2	制度の概要	1.総論・制度概要	旅行者事業者が参画するためには、登録申請する必要がありますか。	「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーンに参画する場合は登録が必要です。 公式ホームページ掲載の内容をご確認のうえ、公式ホームページのリンクより登録申請をしてください。 （公式ホームページ） https://nagasaki-fukkou-wari.jp/ なお、参加可能な旅行者事業者は「観光需要喚起対策事業取扱要領」に記載しています。
3	制度の概要	1.総論・制度概要	「補助金」とは何ですか。	「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーンにおける補助金とは、旅行代金・宿泊代金を販売する際に割引を行うために必要な経費を支援し、旅行者事業者や宿泊事業者の負担を軽減するために補助をする「販売補助金」です。
4	制度の概要	1.総論・制度概要	本事業の補助金申請先はどこですか。	参画登録後、「事業者マイページ」より申請可能です。 申請方法は、事業者マイページに掲載されている「補助金申請マニュアル」をご確認ください。
5	制度の概要	1.総論・制度概要	旅行者事業者が本事業の問合せをする窓口はどこですか。	【九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーン事業者事務局】 TEL：095-824-3200 受付時間：9：00～17：00（月～金曜日）、休業日：土・日・祝日
6	制度の概要	1.総論・制度概要	本事業について旅行者（一般消費者）が直接問合せをする窓口はどこですか。	【「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーンお問い合わせ窓口】 TEL：050-1732-4652 受付時間：9：30～17：30（月～金曜日）、休業日：土・日・祝日
7	制度の概要	1.総論・制度概要	補助の対象となる旅行商品を企画したいので、補助金の交付対象となるか、日程表を確認してもらえますか。	日程表の確認は、事務局ではお受けできません。 日程に記載の個別の旅行サービスが、補助の対象となる旅行商品に含められる旅行サービスに当てはまるかどうかはお答えします。 （質問例） ○日程に含まれるお菓子（お土産）が補助金の交付条件に当てはまっているか確認したい。 ×補助の対象となるよう、日程表に沿ってアドバイスしてほしい。
8	制度の概要	1.総論・制度概要	外国人の旅行は本事業の対象ですか。	対象です。
9	制度の概要	2.実施期間	補助金が適用となる対象期間はいつですか。	2026年10月1日（木）宿泊分から2026年12月25日（金）宿泊分まで（12月26日（土）チェックアウトまで）です。 ※対象商品販売開始日 OTA（じゃらん・楽天）：2026年9月15日（火）以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。 旅行会社・OTA（じゃらん・楽天以外）：2026年9月30日（水）以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。
10	制度の概要	2.実施期間	旅行期間の一部に、本事業の対象期間外が含まれている場合は補助の対象になりますか。	旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれている旅行は補助の対象になりません。
11	制度の概要	2.実施期間	複数県をまたぐ旅行で、対象外の県の宿泊を含む旅行の場合、対象県のみ補助金対象となりますか。	対象になりません。 旅行契約に定められた旅行期間に、九州地方以外の宿泊が含まれている旅行は、九州地方を含む全てが補助の対象外です。
12	制度の概要	2.実施期間	対象期間が、2026年12月25日（金）宿泊分（2026年12月26日（土）チェックアウト分）までであった場合、2026年12月26日（土）チェックアウト後に提供される復路の交通サービスは補助の対象となりますか。	ひとつの旅行商品として行程に含まれる場合、2026年12月26日（土）23：59までに提供が完了する旅行サービスについては、補助対象とすることができます。 【対象となる例】 2026年12月26日（土）にチェックアウトし、2026年12月26日（土）夜に出発して、翌日の2026年12月27日（日）の早朝に到着する、夜行の運送サービス
13	制度の概要	2.実施期間	対象期間が、2026年12月25日（金）宿泊分（2026年12月26日（土）チェックアウト）までであった場合、2026年12月25日（金）から2連泊した場合、1泊目は補助の対象となりますか。	対象外です。 旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれているためです。
14	制度の概要	2.実施期間	対象期間外を含む旅行商品は補助の対象になりますか。	旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれている旅行商品は、そのすべてが補助の対象外です。 なお、対象期間は、2026年10月1日（木）宿泊分から2026年12月25日（金）宿泊分まで（12月26日（土）チェックアウト分まで）です。
15	制度の概要	3.既存の予約	既存予約は対象にできますか。	できません。 「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーン対象商品の販売開始日以降に新規で予約がなされた対象旅行商品のみが対象です。仮予約も不可です。 ※対象商品販売開始日 OTA（じゃらん・楽天）：2026年9月15日（火）以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。 旅行会社・OTA（じゃらん・楽天以外）：2026年9月30日（水）以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。
16	制度の概要	3.既存の予約	予約済みの旅行ですが、「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーン対象商品販売開始日以降に一旦キャンセルして新規で取り直す（キャンセルリブック）場合は対象となりますか。	「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーン対象商品の販売開始日以降に新規で予約がなされた対象旅行商品のみが対象です。 ※対象商品販売開始日 OTA（じゃらん・楽天）：2026年9月15日（火）以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。 旅行会社・OTA（じゃらん・楽天以外）：2026年9月30日（水）以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。
17	制度の概要	3.既存の予約	募集型企画旅行において、「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーン対象商品販売開始日前から募集を行っていたが、販売開始日以降に催行決定となった場合、当該ツアーに参加するすべての旅行者が補助対象となりますか。	「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーン対象商品の販売開始日以前の予約は対象外ですので、販売開始日以降に予約した方のみが補助の対象です。 催行決定日は、補助対象になるかの判断基準にはなりません。 ※対象商品販売開始日 OTA（じゃらん・楽天）：2026年9月15日（火）以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。 旅行会社・OTA（じゃらん・楽天以外）：2026年9月30日（水）以降に販売がなされた対象旅行商品が対象です。
18	制度の概要	3.既存の予約	仮予約について	仮予約は認められません。交付通知書決定日以降手配を開始してください。
19	制度の概要	4.本人確認	本人確認をする必要がありますか。	ただし、本事業の補助対象とするためには、宿泊当日、利用証明書に代表者による署名等が必要です。 旅行商品販売時に、旅行者へその旨を必ず周知してください。
20	制度の概要	4.本人確認	居住地の確認は必要がありますか。	必要ありません。
21	制度の概要	4.本人確認	代表者の利用証明書への署名依頼・確認及び保管は旅行者事業者が行うのですか。	ただし、日本国内に住所を持たない外国人については、パスポートの提示など旅館業法上の対応が必要です。 宿泊施設にて実施します（旅行当日、添乗員・現地係員等がいる場合は旅行者事業者でも可）。 なお、宿泊施設等が実施する場合、旅行者事業者は宿泊施設等へ、事前に「当該旅行が補助の対象である予約である旨」と「当該旅行への補助の対象となる人数」の通知が必要です。旅行者事業者から通知のない限り、宿泊施設は、当該予約が本事業の補助の対象であることがわからないためです。
22	制度の概要	4.本人確認	本人確認書類はコピーを取って保管する必要がありますか。	不要です。利用証明書を保管ください。
23	制度の概要	4.本人確認	旅行商品を旧姓で予約しましたが、当日新姓である場合はどうすればいいですか。	補助対象旅行商品の予約記録と旅行者本人の氏名は同一である必要があります。
24	制度の概要	4.本人確認	旅行者事業者での販売時、旅行者に対して案内が必要なことはなんでしょうか。	取扱マニュアルP20「1. 旅行者事業者の確認および通知義務」をご確認ください。
25	制度の概要	5.販売補助金全般	販売補助金算出の基となる旅行代金等は税込価格ですか、税抜価格ですか。	税込価格です。税込の旅行代金・宿泊代金をもとに50%を乗じます。
26	制度の概要	5.販売補助金全般	入湯税や宿泊税などは含めることができますか。	入湯税・宿泊税は割引の対象外です。ただし、旅行商品に組み込まれている場合はこの限りではない。
27	制度の概要	5.販売補助金全般	旅行販売後に、補助の対象外となった場合の対応について教えてください。	旅行者事業者には補助金が支払われないので、旅行者事業者から当該旅行者等に対し、販売補助金相当額のお支払を求めることになります。

No	大区分	中区分	質問	回答
28	制度の概要	6.販売補助金の算出	販売補助金を50%未満に設定してよいですか。	補助金額の割引率は制度で決まっており、旅行事業者都合で変更することはできません。 本事業においては、旅行代金等の50%の販売補助を行うことと定められています。 ただし、販売補助金の算出において端数が生じた場合、旅行事業者側の業務上の都合など、合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てが許容されます。
29	制度の概要	6.販売補助金の算出	旅行申込の全員を補助対象としたいが、予算枠が足りません。 販売補助額を減額してもいいですか。	減額はできません。FAQ27に記載のとおり、本事業においては、50%の販売補助を行うことと定められています。（合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てが許容されます。） なお、長崎県から割り当てられた交付額により、補助対象となる旅行者全員の旅行代金に対して50%の割引ができない場合は、旅行事業者の判断において、その一部の旅行者の旅行代金のみを50%割引とし、旅行者（代表契約者）に同意を得るようになしてください。
30	制度の概要	6.販売補助金の算出	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	原則として、子供や乳幼児も1名として旅行者数に含めることができます。 次の計算例のとおり、旅行代金等の異なる参加者も合算し、総額の旅行代金として算出します。 【計算例】 旅行内容：1泊2日、宿泊＋往復新幹線付きの旅行サービス、旅行者 大人1人＋子供1人 旅行代金：40,000円（大人1人 30,000円、子供1人 10,000円） 補助金算出の計算：40,000円×50％＝20,000円
31	制度の概要	6.販売補助金の算出	大人と子供の旅行代金異なる場合、販売補助金はどのように計算すればいいですか。	ただし、旅行事業者の業務実態に合わせ、参加者個別に販売補助金を算出することも可能です。その場合、総額からの算出と比較し、販売補助額に差異が生じる点に留意ください。 取扱マニュアルP7-8参照
32	制度の概要	6.販売補助金の算出	添乗員やガイド（乗務員）を旅行者数に含んで補助金申請はできますか。	旅行者数（補助金対象人数）に添乗員・ガイドを含めることはできません（添乗員やガイドは旅行者ではなく旅行サービスの扱い）。添乗員やガイド（乗務員）費用は旅行代金に内包されていると考えます。
33	制度の概要	6.販売補助金の算出	旅行者が自身で手配した宿泊商品と、旅行事業者で申し込む旅行商品とを合わせて補助金申請することはできますか。	合わせて申請することはできません。 1 旅行商品ごとに申請してください。
34	制度の概要	6.販売補助金の算出	販売補助金の算出における端数の処理は具体的にどのようなになりますか。	1円単位を基本としますが、100円未満までを切り捨てとして計算することができます。 100円未満の金額内であれば、端数処理の金額は旅行事業者の定めに基づきご判断ください。 （例）算出した販売補助額が6,666.6円の場合 ○ 6,666円（1円未満切り捨て） ○ 6,660円（10円未満切り捨て） ○ 6,600円（100円未満切り捨て） × 6,000円（1,000円未満切り捨て）
35	制度の概要	6.販売補助金の算出	販売時と旅行当日で補助対象人員が変わってしまいました。 販売補助額の算出基準となる補助対象旅行代金合計はどう計算すればいいですか。	販売補助額の算出基準となる補助対象旅行代金合計とは、補助対象となる旅行者の旅行代金総額です。 計算手順は、 取扱マニュアルP7 に記載の原則にもとづきますが、旅行当日、一部人員の不参加により補助対象外となった場合、 取扱マニュアルP8 「②旅行者個別の補助対象旅行代金合計」のみが適用され、当該旅行者分の旅行代金・補助対象人員を補助対象旅行代金・補助対象人員から減じ、再計算する必要があります。 【例】 販売時の補助対象旅行代金合計60,000円（大人2人×25,000円/人、子供1人10,000円）の宿泊商品の販売補助額は30,000円だったが、当日大人1名が不参加により補助対象外となった場合、補助対象旅行代金合計は60,000円-25,000円＝35,000円、補助対象人員は2名となります。結果、補助額は17,500円に減額します。
36	制度の概要	7.泊数制限	泊数制限はありますか。	泊数制限はありません。
37	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	自社の旅行商品に「旅行・宿泊割引クーポン」を併せて適用したいのですが可能ですか。	併用は可能ですが、旅行代金・宿泊料金を自ら決定する旅行事業者が、本事業の対象となる自らの旅行商品に対して割引クーポンを適用させる場合は、旅行代金・宿泊料金から「割引クーポン」による割引額を引いた後の価格をもとに販売補助額を算出します。 【計算例】 旅行代金15,000円に、割引クーポン5,000円を適用させる場合 販売補助額は（15,000円（旅行代金）-5,000円（割引クーポン））×50％＝5,000円
38	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	自社のポイントを付けた旅行・宿泊商品は、補助の対象となるのですか。	旅行代金・宿泊料金の価格決定が可能な（価格決定権のある）旅行事業者が、本事業の対象となる自らの商品に限定して、ポイントを付与することはできません。
39	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	ポイント付きの商品としても問題ないのはどのような場合ですか。	本事業開始前より、恒常的に、顧客販促や広くすべての宿泊者に適用される事業者が付与するポイント類については制限しません。 （一例） ・旅行申込者全員に旅行代金の3%がポイントとしてシステムから自動付与されるもの ・旅行代金・宿泊料金の価格決定権のない事業者から、特定商品に限定せず付与されたポイント
40	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払は可能ですか。	名称の如何を問わず、旅行者個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券などを、現金やクレジットカードと同様の支払手段として利用することは可能です。旅行代金より販売補助金を差し引いて算出した旅行者支払額に対して現金同様に利用できます。
41	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーン以外の補助制度（市町村割等）を併せて適用したいのですが、販売補助額の計算方法は。	市町村等の補助制度を先に適用し、その後熊本ふっこう応援割の補助制度で割引を行ってください。 【市町村割等併用する場合の計算例】 12,000円の旅行で、市町村が3,000円引きする場合 「九州ふっこう応援割」ながさきキャンペーン補助額：（旅行代金12,000円－市町村割3,000円）× 50％＝ 4,500円
42	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	株主優待券は対象となるか。	対象となりません。旅行代金総額から株主優待券利用金額を差し引いた金額から割引を行ってください。 【計算例：.宿泊を伴う旅行商品（交通付） 1泊2日の場合 上限20,000円補助】 ・100,000円（旅行代金総額）－10,000円（株主優待券）＝90,000円（対象金額） ・90,000円×50％＝45,000円<20,000円（この場合20,000円が適用となる）
43	制度の概要	9.変更・キャンセル	企画旅行の旅行開始後に、旅行日程を短縮して帰宅した場合の扱いはどうなるのですか。	旅行契約の取扱い、旅行規約に則り、旅行内容の変更や取消料の收受等、旅行事業者で判断しご対応ください。 実際に参加・宿泊された旅行・宿泊が補助金交付の前提条件となるため、旅行内容に変更が生じた場合は、変更後の旅行内容が補助金交付条件を満たす必要があります。旅行代金や旅行日数が変更になった場合、変更となった旅行代金・日数を基準に販売補助額を算出し、申請してください。 取扱マニュアルP16参照
44	制度の概要	9.変更・キャンセル	旅行者の都合により途中離団した場合、補助金の申請はどのようなのですか。	旅行契約（旅行日程）の短縮が行われ、参加できなかった日程に対して適正な精算が行われた場合において、精算後の旅行が依然補助の対象となる場合は申請が可能ですので、変更後の旅行代金に対して販売補助額を再計算のうえ申請してください。
45	制度の概要	9.変更・キャンセル	ノーショウの場合、補助金の申請はどのようなのですか。	旅行代金全額を收受していたとしても、当該旅行へ実際の参加がない場合は補助の対象外です。取消された旅行に対して、補助金の申請はできません。この場合は、通常通り各旅行事業者の約款等に沿って取り扱ってください。
46	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	換金性の高いものは、どのようなものですか。	一般的に流通性が高く、現金同様に使用できたり、現金化が可能であったり、または払い戻しができたりする商品や金券類のことです。このような商品や金券類は補助の対象となる旅行商品に含めることはできません。 （例、QUOカード等のプリペイドカード、ビール券、おこめ券、旅行券、商品券等） 取扱マニュアルP17参照
47	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP17金券類 のうち、（ア）に記載の『館内利用券』について、具体的に教えてください。	次の条件をすべて満たした「館内利用券」については、金額の記載があっても旅行商品に含めることができます。 ①館内利用券の使途となる物品やサービスの価額が当該宿泊料金の水準を超えないこと ②旅行者自身が旅行期間中に使用すること ③宿泊施設内および宿泊施設の一部として同一敷地内で展開する店舗で利用する物品やサービスあること（併設・隣接する店舗やテナント店舗は対象外） ④③に規定する店舗に限って使用可能であること（他の場所にある提携施設との共通利用券等は対象外） 【例】 ○宿泊施設の館内でのみ利用可能な1,000円券（当該宿泊費への充当不可） ×宿泊施設に併設するショッピングモール内で利用可能な1,000円券

No	大区分	中区分	質問	回答
48	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP17金券類のうち「（イ）使途が具体的に特定されている、または限定された複数の使途の中からひとつを選択して利用するものである」とは具体的にどういものですか。	次の具体例のとおり、使用用途が「特定」または「限定された中から選択」するものを指します。 この条項趣旨は現金同様旅行者が自由に使途を決められるような使い方ができる金券の排除です。 【例】 ○A定食の夕食引き換え券 = 使途が「特定」されているもの ○5つの夕食セットメニューの中からひとつを選択 = 使途が「限定された中から選択」するもの ×商品券 = 使途が特定・限定されていないため不可
49	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP17金券類のうち「（ウ）当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できる」とは具体的にどういものですか。	次の具体例のとおり、その使用が当該旅行の目的地、旅行期間を越えて享受することはできないということを指します。つまり、旅行目的地内・旅行期間内に限定されたもののみ対象となるということです。 【例】 ○宿泊施設で受領した旅行目的地の店舗で使用可能なドリンク引換券 × 全国のコピーで使用可能なドリンク引換券（有効期限なし）
50	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	普通乗車券等について、適切な管理がなされている場合は商品に含むことができるようですが、「適切な管理」とは具体的にどのようなことですか。	旅行者が次の書類（使用済原券等）を保管することにより、「適切な管理」がなされたものとみなします。 （保管書類） ・ 航空の場合：搭乗証明書 または 搭乗案内（保安検査場通過前のゲートで配布されるレシート） ・ 鉄道の場合：使用済原券 または 乗車かつ降車を証明できる書類等 ※使用済原券とは、特急券・乗車券等を自動改札に入らずに改札にて無効処理をしたもの ・ 高速バスの場合：使用済原券 または 乗車かつ降車を証明できる書類等 ・ 船舶：使用済原券 または 乗船かつ下船を証明できる書類等
51	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	なぜ普通乗車券等は書類（使用済原券等）の保管が必要なのですか。	普通乗車券等は、旅行者自身による窓口等での払い戻しなどが可能であり、換金性が高いため、旅行者が実際に乗車したことを、旅行事業者が証明する必要があります。
52	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	普通乗車券等の保管書類（使用済原券等）の保管期限はいつまでですか。	本事業終了の翌年度から5年間保管ください。会計検査等が入った場合、書類の提示を求められることがあります。その際、書類等の保管がされていない場合は、交付済の補助額の返還が生じる可能性があります。
53	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	本事業の参画登録のない宿泊施設での宿泊が行程に含まれていますが、補助の対象になりますか。	長崎県にて参画登録のない宿泊施設の宿泊商品は補助の対象外です。また、補助の対象となる旅行商品に、長崎県にて（周遊型旅行商品の場合は、長崎県のほか宿泊地となる各県にて）参画登録のない宿泊施設の宿泊サービスを含めることはできません。
54	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP19の「④商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相当」とは具体的にどういものですか。	商品に含む物品やサービスの内容は、当該商品の旅行目的に沿っており、かつ、旅行目的での消費に寄与している（旅行目的地に関連している）必要があります。 【例】 ○酒蔵めぐりツアーで地酒1本の土産付きの旅行商品 ×長崎県の宿泊に北海道産のモカ2付きの旅行商品
55	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP17の「②商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと」とは具体的にどういことですか。	旅行商品に含まれる物品やサービスの価額は、当該旅行商品に含まれる宿泊料金相当額を超えないことを目安としてください。なお、1円でも超えたら対象外という線引きではなく、社会通念上の観点から総合的に判断します。 【例】 ○通常の宿泊料金4,500円のホテルにおいて、宿泊に4,500円のマッサージを付けて9,000円で販売。 ×通常の宿泊料金2,500円の民宿において、10,000円の地場フルーツのお土産を付けて12,500円で販売。
56	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP17の「③旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること」とは具体的にどういことですか。	商品に含む物品やサービスは旅行の開始から終了の期間内で旅行者が享受できるもののことです。 【例】 ○部屋に地域特産の果物盛り合わせがサービスされる旅行商品 ×後日自宅に地域特産の果物が宅配で届く旅行商品 ただし、旅行の開始前または終了後において、特性上、当該旅行に付随するもの（直接的に関連するもの）は商品に含むことができます。 【例】 ○行程に組み込まれた陶芸体験で、後日焼き上がりの茶碗が自宅に配送される。 ○旅行者のスーツケース（手荷物）を宿泊するホテルへ事前に配送する。または宿泊したホテルから自宅に配送する。
57	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行商品にお土産を含む場合、どのような内容の物品であればいいですか。	基準として下記すべてを満たすものと考えられます。 (1) 社会通念上、お土産とされる物品が対象であること（試食品のようなものなどお土産品としての体裁が整っていないもの、ごく廉価な物品の提供のみという形式的に提供されているようなものは補助の対象外）。 (2) 当該旅行目的地に相当な物品であること。 【不可例】 旅行目的地が長崎県である旅行商品に、長崎県では獲れないモカ2のお土産を含める。 (3) 旅行期間中の引き渡しに限り、かつ現地以外（発着地または往復の移動中の車船中等）での引き渡しは一切ないこと。 (4) 通常の商習慣に照らし相応な対価を支払って購入した物品であること。 (5) 宿泊施設などに付随した物品の場合、当該施設内で通常販売している物品であること。 (6) 基本的に物品（お土産）購入元に入場や立ち寄り等をする。こと。 (7) 物品（お土産）の価額が当該旅行商品に含まれる宿泊料金相当額を超えないことを目安とすること。
58	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	宅送サービス付きの物品（お土産等）は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 旅行商品に含む物品やサービスは、旅行の開始から終了の期間内で旅行者が享受できるものに限ることから、旅行後に享受する宅送サービス付きの物品（お土産等）は本事業の補助対象外です。ただし、旅行の開始前または終了後において、特性上、当該旅行に付随するものは商品に含むことができます。 【例】 ○行程に組み込まれた陶芸体験で、後日焼き上がりの茶碗が自宅に配送される。 ○行程に組み込まれた稲刈り体験で、実際に刈った米が後日精米されて自宅に配送される。 ×稲刈り体験が含まれる行程であるが、実際に刈った米ではない米10kgや、実際に収穫した米に別の米を追加し収穫量を上回る米10kgが後日自宅に配送される。
59	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	海外から日本への航空券、日本から海外への航空券、行程の一部で海外に立ち寄るなど、海外旅行を含む商品は補助の対象となりますか。	目的地が九州地方に限定される宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービスであれば、補助の対象です。なお、九州地方以外の立ち寄りについては、宿泊以外の立ち寄りである必要があります。
60	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	各種免許、ライセンスや資格取得費用を含む旅行商品は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 ただし、旅行商品に含まれる「宿泊」または「宿泊＋交通」が、各種免許、ライセンス、資格の取得を目的とした物品やサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」または「宿泊＋交通」は本事業の補助の対象とします。 一方、各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が主たる目的であることを明示している旅行商品の場合は、本事業の補助の対象です。 【例】 ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品 ○ダイビング体験付の旅行商品 ○陶芸体験付の旅行商品
61	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	各種体験アクティビティ（陶芸体験やゴルフ体験等）を目的とした旅行商品は補助の対象となりますか。	補助の対象です。 各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が目的となることを明示している旅行商品の場合は、本事業の補助の対象です。 【例】 ○ダイビング体験付の旅行商品 ○陶芸体験付の旅行商品 ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品

No	大区分	中区分	質問	回答
62	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	寺社仏閣の拝観料は補助の対象になりますか。	補助の対象です。 ただし、寺社仏閣への寄附（拝観料を除く）に該当すると考えられるものは補助の対象とはなりません。 補助の対象と考えられるもの、対象と考えられないものを、次のとおり整理していますが、個別具体的に寄附に当たるか否かはそれぞれの寺社仏閣に確認ください。 (1) 補助の対象と考えられるもの ・ 拝観料 ・ 宝物館等の入場料 ・ 御朱印帳 (2) 補助の対象外と考えられるもの ・ お布施、玉串料、戒名料、祈禱料、御朱印の料金（初穂料や納経料） ・ お守り、お札、おみくじ、お賽銭
63	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	OTA等で既に補助金適用された宿泊商品を割引額で仕入れ、自社の旅行商品に組み込んで販売したいが、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 二重に補助金を適用させることはできませんので、補助金申請する旅行商品に、補助金適用済み商品を組み込むことはできません。
64	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	「九州ふっこう店援割」ながさきキャンペーン補助金適用済み商品を、組み込んだ旅行商品を販売した場合、補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 補助金適用済み商品を組み込んだ旅行商品を補助金申請し、二重に補助金を適用させることはできません。 ※「補助金適用済み商品が組み込まれた旅行商品」については、承認後に発覚した場合でも、対象外商品として承認取消を行い、補助金を返還いただきます。
65	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	宴会コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象になりますか。	接待等を伴う宴会コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象外です。 ただし、旅行商品に含まれる「宿泊」または「宿泊＋交通」が接待等を伴う宴会コンパニオンサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」または「宿泊＋交通」は本事業の補助の対象とします。
66	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業、麻雀店、パチンコ店等における遊技等の利用を含む商品は補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 風営法の影響を受ける性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業および遊技場営業に基づく施設の利用を含む旅行商品については対象外です。 ただし、県の定めにおいて、接待を伴わない料亭など、地域の観光資源として対象とすべき特別の事情等があると判断される場合については、この限りではありません。
67	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払を行った費用は、補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 あらかじめ旅行商品に含み、旅行事業者により出発前までに手配された、旅行代金に含まれている物品・サービスが補助の対象です。 (例) 1泊朝食付き宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞滞時に夕食を追加で注文した場合 ○朝食代金を含めた宿泊料金は補助の対象です。 ×現地で追加した夕食代金や追加飲み物代は補助の対象外です。 なお、宿泊施設のチェックアウト時に「商品に事前に含まれている物品・サービス」と「現地で追加した物品・サービス」の代金を合算して支払う場合であっても、補助対象となるか否かの考え方は同じです。
68	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行者が現地で消費した食事代や観光施設入場料など、商品に記載されている旅行代金には含まれない費用は補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 食事代・観光施設入場料等は、旅行代金に含まれていれば補助の対象ですが、旅行者自らが現地で別途支払った費用は補助の対象外です。
69	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行者が個人で手配した旅行サービスは、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 事前に旅行事業者へ予約・支払した旅行サービスに含まれているものが補助の対象です。 (例) × 旅行目的地でのタクシーを旅行者が個人で手配 ○ 事前に旅行事業者へ予約・支払した商品に含まれたタクシー観光入場券・入園券の内容により異なります。
70	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	「入場券」「入園券」を含む旅行商品は補助の対象ですか。	(対象となる条件) 次の条件を満たした場合 ・ 当該旅行目的地に相応であること ・ 旅行期間内の利用に限定されていること なお、対象外となる場合の具体例は次のとおりです。 (具体例) × 旅行開始日から1年間有効なフリーパス × 旅行目的地とは関連しないエリアのテーマパークチケット
71	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	「スポーツ観戦」「演劇鑑賞」を目的とする旅行商品は補助の対象ですか。	対象です。
72	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	国内旅行傷害保険の「保険料」と「旅行代金」を合算して補助金額を算出してよいですか。	国内旅行傷害保険の保険料は補助の対象外です。 旅行者が補助金対象の旅行予約に際して、国内旅行傷害保険等の保険料は旅行代金に含めることはできません。
73	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行目的地まで自家用車やレンタカーで往復する場合、高速道路料金やガソリン代は旅行代金に含めてよいですか。	含めることはできません。 レンタカーを旅行事業者が手配している場合であっても、高速道路料金やガソリン代など、旅行者が自ら旅行先で支払うものを旅行代金に含めることはできません。
74	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	カラオケの利用を含んだ旅行商品は補助の対象になりますか。	補助の対象です。
75	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP16「旅行者が旅程の全部または日程の一部を権利放棄することを前提とした旅行商品が販売された場合」とは、具体的にどのようなことでしょうか。	予約があり旅行代金が支払われていても、実際には参加・宿泊せず権利放棄された旅行・宿泊は、補助の対象外です。 旅行者が実際に参加・宿泊しないことを前提に予約された旅行についても補助金申請することはできません。 (例) × 実家帰省のため復航空券のみ必要な旅行者に対し、宿泊付き旅行商品を販売し補助金申請する (実際は宿泊施設にノースhow。これは航空券代のみを割り引く目的とみなします。)
76	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP16「旅行や施設の予約が怪違」とは、具体的にどのようなことでしょうか。	実態のない旅行や施設の予約をあらかもあつたかのように装い、補助金申請することはできません。 実際の参加者より多い人数や架空の旅行者名で申請することもできません。 必ず旅行実態の伴った内容で補助金申請を行ってください。
77	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP17「旅行代金等の水増し」とは、具体的にどのようなことでしょうか。	①「一般的に流通性のある」商品や金券類を旅行代金に含めることは、旅行代金を不当に水増しする行為と判断します。本来の旅行代金を水増すことは、旅行代金をもとに算出する販売補助金額を不当に多く引き出す不正行為です。 ・ 現金または現金同様に使用できるもの（換金性の高いもの） ・ 現金化または払い戻しができるもの（普通乗車券等） ② 割引を行うことを想定して旅行代金を引き上げ、旅行者にとって同じ代金で販売する行為は、引き上げた旅行代金をもとに販売補助額を算出することで、販売補助額を不当に多く引き出す不正行為です。
78	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行カタログギフトは補助の対象でしょうか。	補助の対象外です。 旅行内容や宿泊日、宿泊者が確定しない「旅行の権利」のみの販売であり、実際の旅行実態が確定できないためです。
79	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	予算額の運用について	補助額を一律にて10,000円等、事業者にて設定することはできません。 観光庁の要綱で決められた料率以外を適用することはできません。
80	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	熊本・鹿児島を含む周遊型の審査順序について	審査は「熊本県/鹿児島 → 長崎県」の順で実施するため、両県の審査完了までに時間差が生じます。熊本県・長崎県をまたぐ周遊型商品について、いずれかの県において要件を満たさず、承認が得られなかった場合は、他県で承認された場合であっても、当該行程全体はすべて対象外とする。
81	制度の概要	11.宿泊を伴う旅行商品	「宿泊を伴う旅行商品」にレンタカーは含むことができるのですか。	レンタカー代が商品の旅行代金に含まれていれば補助の対象ですが、旅行者が自身で手配した場合は補助の対象外です。
82	制度の概要	12.運送サービス	取扱マニュアルに記載の「運送サービス」の定義を教えてください。	「運送サービス」とは、対価（運賃）を得て、場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス（日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス）を指します。そのため、高速道路料金や、自らが運転する自家用車やレンタカーは運送サービスには該当しません。
83	制度の概要	12.運送サービス	船中泊は宿泊日数に含まれますか。	含めることはできません。 交通として扱うことはできませんが、宿泊地として設定はできません。 (例) 1泊目 船中泊 2泊目 長崎市泊 の旅行の場合、本件は1泊2日の旅行とみなします。
84	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	宿泊を伴う旅行商品（交通付）の対象となる「交通」の判断基準について教えてください。	取扱マニュアルP13をご確認ください。

No	大区分	中区分	質問	回答
85	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	片道利用でも、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の対象となるのですか。	片道利用でも対象です。 ひとつの旅行商品に、基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の条件が適用されます。旅行期間内であれば、往路・復路・旅行中など、利用のタイミングは問いません。
86	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	目的地へレンタカーで往復する場合、「宿泊を伴う旅行商品（交通付）」として補助金の対象になるのですか。	レンタカーは「運送サービス」に当たらず「交通付」の要件を満たしません。そのため、旅行商品に含まれるものに、当該レンタカーのほか、基準を満たした「交通」がない場合は、宿泊を伴う旅行商品（交通付）ではありません。よって、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助金の対象にはなりません。 一方、宿泊商品に加える「旅行サービス」としては、レンタカー代が事前に旅行事業者で予約した旅行商品の旅行代金に含まれている場合、当該レンタカー代を含む旅行が『宿泊を伴う旅行商品』となります。
87	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	目的地への交通事情のため、「交通」の着地と宿泊地のエリアが異なる場合、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となりますか。	旅行期間中に基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となり、「交通」の着地と宿泊地が一致する必要はありません。
88	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	「交通」の着地と宿泊地が離れていますが、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となりますか。	ひとつの旅行商品の日程の中で利用される交通であれば、基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、どの区間で利用されても「宿泊を伴う旅行商品（交通付）」の補助対象です。
89	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	宿泊を伴う旅行商品（交通付）について、鉄道の基準となる『有料列車』とはどういったものですか。	新幹線や有料特急など、列車全体に対し（全乗客に対し）運賃以外の料金がかかる列車のことです。そのため、運賃以外の料金が一部の車両・座席にのみ生じるものは対象外です。なお、乗車にあたって事前に区間および利用日が指定されているものに限ります。 【例】 ×JR普通列車のグリーン車自由席 同路線を同料金で運行する列車であり、席種が同一でも、利用便によっては対象外となる場合がありますので、ご注意ください。
90	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	観光列車は、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となりますか。	補助対象です。
91	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	全車指定席の列車は、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となりますか。	補助対象です。
92	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	高速道路周遊バスは、運送サービスの周遊バスとして対象になりますか。	対象外です。「高速道路周遊バス」は運送サービスに含まれません。
93	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	どのような航路が対象になりますか。	一般旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業、旅客不定期航路事業、人の運送をする内航不定期航路事業のうち、外航航路及び特定の範囲の人の運送を行うものを除いたものが対象です。
94	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	乗合バスとはどういったバスを指しますか。	一般乗合旅客自動車運送事業および自家用有償旅客運送であって、福祉輸送ではないものを指します。 スクールバスや無料送迎は、運送サービスとはなりません。
95	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	ヘリコプターは補助の対象となりますか。	宿泊を伴う旅行商品（交通付）における交通として認められます。 ただし、発着地が同一の遊覧飛行は対象外です。
96	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	気球は補助の対象となりますか。	宿泊を伴う旅行商品（交通付）における交通としては認められません。 航空法に規定する航空機ではないためです。
97	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	夜行バスは「宿泊施設に準ずるもの」に含まれますか。	夜行バスは「宿泊施設に準ずるもの」には含まれません。
98	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	各種輸送サービスの距離・時間制限などありますか？	旅行事業者が旅行開始前に手配している運送サービスであれば、距離・時間制限はありません。
99	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	船会社への予約について	電話受付のみで、対応されている船会社もあるため、予約内容がわかる資料に関しては、旅行事業者側におけるメモ書きでも問題ありません。ただし、予約日と金額がわかるものにてご準備ください。 また、その場合は必ず乗船証明書をご準備ください。
100	制度の概要	14.周遊型旅行商品	どのような旅行商品が周遊になりますか。	九州地方へ2県以上宿泊する旅行が対象となります。行程内に九州地方以外の宿泊地を含む旅行商品は補助の対象外となります。なお、入場や食事などの立ち寄りとして九州地方以外を含む場合は対象とします。 取扱いマニュアルP13参照
101	制度の概要	14.周遊型旅行商品	自家用車で移動し、複数の九州地方の宿へ泊まるのは、周遊型旅行商品ですか。	周遊型旅行商品です。
102	制度の概要	14.周遊型旅行商品	周遊型旅行商品の割引適用せずに、宿泊を伴う交通付き旅行商品（2泊以上）として、補助金申請してもよいのか。	原則「周遊型旅行商品」として販売補助金申請を行ってください。ただし、販売上において、システム都合等によりやむを得ない場合は「宿泊を伴う交通付き旅行商品（2泊以上）上限30,000円」として申請することを妨げません。
103	制度の概要	14.周遊型旅行商品	周遊旅行において長崎県の予算枠を持っているが、熊本県の予算枠はもっていない。2泊3日の長崎県・熊本県の周遊旅行の場合、割引額の算出方法等について。	【例】長崎県と熊本県の周遊旅行（募集旅行） 2泊3日 一人50,000円 の場合 算定式：50,000円×50％＝25,000円 < 35,000円 ※この場合、25,000円が適用 割引額の各県への按分：長崎県25,000円×1/2＝12,500円 長崎県からの割引補助額12,500円となり旅行代金は37,500円となります。 ※熊本県の予算枠がないため対象外、熊本県の割引が適用されないため50％割引 ・募集パンフレットや契約書では、長崎県の割引のみ対象と記載が必要（記載がない場合 割引率が50％を割った商品とみられる可能性があります。）
104	制度の概要	14.周遊型旅行商品	周遊旅行で長崎県の予算枠を持っているが、熊本県と福岡県の予算枠はもっていない。3泊4日の長崎県・熊本県・福岡県の周遊旅行の場合、割引額の算出方法等について。	【例】長崎県と熊本県と福岡県の周遊旅行で長崎県は2泊目に宿泊する場合（募集旅行） 3泊4日 一人100,000円 算定式：100,000円×50％＝50,000円 > 35,000円 ※この場合、上限35,000円が適用 割引額の各県への按分：長崎県35,000円×1/3＝11,666円 長崎県からの割引補助額11,666円となり旅行代金は88,334円となる。 （初泊：11,668円、2泊目：11,666円、3泊目：11,666円にて計算するとする。 ※熊本県と福岡県の予算枠がないため対象外、熊本県の割引が適用されないため50％割引 ・募集パンフレットや契約書では、長崎県の割引のみ対象と記載が必要（記載がない場合 割引率が50％を割った商品とみられる可能性がある）
105	制度の概要	14.周遊型旅行商品	周遊旅行で長崎県と熊本県の予算枠を持っているが、福岡県の予算枠はもっていない。3泊4日の長崎県・熊本県・福岡県の周遊旅行の場合、割引額の算出方法等は以下のとおりとする。	【例】長崎県と熊本県と福岡県の周遊旅行で長崎県は2泊目に宿泊する場合（募集旅行） 3泊4日 一人100,000円 周遊旅行で長崎県と熊本県の予算枠を持っているが、福岡県の予算枠はもっていない。3泊4日の長崎県・熊本県・福岡県の周遊旅行の場合、割引額の算出方法等は以下のとおりとする。 ・長崎県と熊本県と福岡県の周遊旅行（募集旅行） 3泊4日 一人100,000円 算定式：100,000円×60％＝60,000円 > 35,000円 ※この場合、上限35,000円が適用 割引額の各県への按分：長崎県35,000円×1/3＝11,666円 （初泊：11,668円、2泊目：11,666円、3泊目：11,666円にて計算するとする。） 長崎県からの割引補助額11,666円となり旅行代金は83,334円となる。
106	制度の概要	14.周遊型旅行商品	周遊旅行で長崎県と熊本県の予算枠を持っているが、福岡県の予算枠はもっていない。3泊4日の長崎県・熊本県・福岡県の周遊旅行の場合、割引額の算出方法等は以下のとおりとする。	【例】長崎県と熊本県と福岡県の周遊旅行で長崎県は2泊目に宿泊する場合（募集旅行） 3泊4日 一人100,000円 周遊旅行で長崎県と熊本県の予算枠を持っているが、福岡県の予算枠はもっていない。3泊4日の長崎県・熊本県・福岡県の周遊旅行の場合、割引額の算出方法等は以下のとおりとする。 ・長崎県と熊本県と福岡県の周遊旅行（募集旅行） 3泊4日 一人100,000円 算定式：100,000円×60％＝60,000円 > 35,000円 ※この場合、上限35,000円が適用 割引額の各県への按分：長崎県35,000円×1/3＝11,666円 （初泊：11,668円、2泊目：11,666円、3泊目：11,666円にて計算するとする。） 長崎県からの割引補助額11,666円となり旅行代金は83,334円となる。
107	制度の概要	15.ビジネス利用	ビジネス利用は対象ですか。	対象外です。
108	制度の概要	15.ビジネス利用	ビジネス利用とする判断基準はなんですか。	本事業においては、ビジネス利用は補助の対象外です。 旅行目的・内容の如何を問わず、次の場合は『ビジネス利用』と判断し、補助対象外となります。 ・お客様から求められた領収証の宛先が法人名の場合 ・お客様から法人名義（振込元・クレジットカード）での支払がされた場合 いずれも、当該旅行が企業活動の一環として実施されていると判断されるためです。 行政機関等の公費出張の旅費についても、補助対象外です。
109	制度の概要	15.ビジネス利用	ビジネス利用として対象とならない事項	会社の慰安旅行（業務でない）等であっても、法人カードの使用及び法人名の領収証は発行できません。 但し、〇〇会社〇〇会などの領収書名であれば問題ない。
110	制度の概要	16.教育旅行	修学旅行を含む教育旅行は、本事業の補助対象となるのですか。	補助対象となる旅行商品は、参画する旅行事業者として登録された日以降に予約がなされたものに限られます。通常、教育旅行の予約は早い段階になされるため、本事業の補助対象としては想定していません。
111	マイページ	17.予算枠	旅行事業者毎に予算枠が設定されているが、補助額が足りない場合はどうしたらいいですか。	交付決定額を超えへの交付はいたしません。計画的に販売してください。

No	大区分	中区分	質問	回答
112	マイページ	17.予算枠	予算枠は希望すれば増枠できますか。 また、7県間での予算枠の転用は可能ですか。	本事業については、事業予算の規模に鑑み、参画を承認されたすべての旅行事業者に予算枠を設定しております。予算枠は県ごとの設定ですので、他県への流用はできません。また、予算枠の追加につきましては、旅行事業者からの要望に必ずしもお応えできるとは限りません。 なお、周遊型旅行商品においては、予算枠が枯渇した県を含めた旅程をもつ旅行商品の場合は、後述の例とおり算出をして申請することが可能です。 原則として周遊型旅行商品の代金を泊数に応じて按分した上で、割引対象の県への旅行代金相当分については割引支援の対象とし、割引対象外の県への旅行代金相当分については割引支援の対象外とします。ただし、旅行代金を泊数に応じて按分して割引を適用できない場合は、当該周遊型旅行商品の旅行代金全体を対象外とします。 なお、按分に当たって、1円未満の端数がある場合等については、割引上限の範囲内で、端数の値を踏まえつつ、旅行者に不利益が生じないよう、適切に調整してください。 【例】 周遊型旅行商品 長崎県2泊、大分県1泊（割引対象外） 計30,000円の場合 ・算定式：30,000×50％＝15,000円＜35,000円（割引上限額） ・割引額の按分：長崎県15,000×2/3＝10,000円 ・割引総額：10,000円
113	マイページ	18.その他	代理店を追加したいので、代理店リストに追記することは可能ですか。	参画登録されている旅行事業者は、代理店リストに追加することはできません。